

宛) 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 御中

氏名 (代表者)	日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 粕井 勝人					
住所	〒135-8560 東京都江東区豊洲 1-1-1					
<p>「スマート・クラウド研究会中間取りまとめ（案） －スマート・クラウド戦略－」に対する意見の募集</p>						
意見						
No.	意見を提 出する該 当ページ	意見を提 出する該 当項目	【総務省案】	【意見】		
1	P21/22	企業コ ンプラ イアン スの確 保	企業コンプライアンス に関する主な論点とし ては、アプリケーション の開発・保守・運用やセ キュリティ等のＩＣＴ 全般の内部統制に關す るものと、企業ごとに帰 属するデータの実在性、 網羅性、正確性等の業務 処理統制の内部統制に 關するものがある。 外部業務委託に係る内 部統制の国際的な監査 基準としては、米国公認 会計士協会が定めたＳ ＡＳ70(アウトソーシン グサービス等の受託業 務に係る内部統制につ いて評価する監査人の 業務に関する基準)や日 本公認会計士協会の監 査基準委員会報告第1 8号(外部業務委託に關	J-SOX 法対応の初年度においても、左 記基準の必要性が問題となりました が、結果として利用者と外部委託先と の個別対応となり、標準的な適用方針 は示されませんでした。 いわゆる「SAS70」や「18号報告書」 は財務報告にかかる内部統制における 証明の様なものであり、この議論か ら入って行きますと特定の目的に縛 られ硬直化してしまうことが危惧さ れます。 クラウドサービス事業者に過度なコ スト負担をかけないためにも、クラウ ドサービス事業者による内部監査結 果や自己点検結果を利用者が利用で きるようにする方向でご検討頂けれ ば幸いです。		

			<p>する内部統制の運用状況を監査するための基準で「日本版SAS70」にあたる。)があるが、こうした基準について、クラウドサービスを利用する場合の適用方針の明確化に向けた検討が必要となる〔資料21～22〕。</p> <p>その際、監査等の理由から、利用者がクラウドサービス事業者のリソースへのアクセスを希望する場合に、一定の条件下事業者側から情報を開示する仕組みをルール化することを検討することが必要である。</p>	
--	--	--	--	--